

第七号議案

鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合の設立について

地方自治法第二百八十四条第一項の規定により、昭和三十七年十二月一日から本府と別紙市町村とで地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）附則第十一条第二項の各号の費用を鳥取県に設置される市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうため、別紙のとおり規約を定め、鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合を設立するものとする。

昭和三十七年 十月三十日提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅己

昭和三十七年十月二十日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



# 鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は、鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村等)

第二条 組合は、別表第一に掲げる市町村及び市町村の一部事務組合（以下「組合市町村」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、次の各号に掲げる費用を鳥取県市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうことを目的とする。

一 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号以下「法」という。）の施行の日（次号において「施行日」という。）前に旧鳥取県町村職員恩給組合（法附則第四条の規定により解散した鳥取県町村職員恩給組合をいう。以下同じ。）を組織していた市町村（次号において「恩給組合加入市町村」という。）の職員であつた者で鳥取県市町村職員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三百三十六条第一項に規定する追加費用をいう。）

二 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧鳥取県町村職員恩給組合の条例の規定による

給付の支払に要する費用

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、鳥取市東町一丁目三〇五番地(鳥取県自治会館内)に置く。

## 第二章 組合の議会

(組合の議員の定数及び選挙の方法)

第五条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は九人とし、別表第二に定める選挙区ごとに同表で定める議員の数を当該選挙区内の組合市町村の長が互選する。

(任期)

第六条 組合の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合の議員が組合市町村の長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、組合の議員の職を失う。

第十条第一項の規定により、組合長又は副組合長に選挙されたときも、また、同様とする。

(補欠選挙)

第七条 組合の議員に欠員が生じたときは、三月以内に補欠選挙を行なわなければならない。

(報酬)

第八条 組合の議員には、報酬を支給しないものとする。

(議長及び副議長)

第九条 組合の議会に議長及び副議長一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合の議員のうちから、組合の議会において選挙する。

### 第三章 組合の執行機関

(組合長及び副組合長)

第十条 組合に組合長及び副組合長一人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。

3 組合長及び副組合長の任期は、二年とする。

4 組合長又は副組合長が、組合市町村の長の職を失つたときは、前項の規定にかかわらず、組合長又は副組合長の職を失う。

5 組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。

(吏員その他の職員)

第十一条 組合に吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第十二条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、組合の議員及び学識経験を有する者のうちから、それぞれ一人を組合長が組合の議会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期によるものとし、学

識経験を有する者のうちから選任される者にあつては三年とする。

4 学識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

#### 第四章 組合の経費の支弁の方法

(払込費用の支弁の方法)

第十三条 組合は、毎会計年度、その財産のうちから第三条各号に掲げる費用を支弁するものとする。

(事務費の支弁の方法)

第十四条 組合は、毎会計年度、次の各号に掲げる収入のうちから、その事務に要する費用（以下「事務費」という。）を支弁するものとする。

一 当該会計年度における組合の財産から生ずる収入金のうち、当該財産を年五分五厘で運用したとする場合における収入金をこえる部分に相当する金額の範囲内で、必要かつ最少限度の額

二 その他の収入

(市町村負担金)

第十五条 前条の規定により事務費を支弁することができない場合において、組合市町村は、組合の事業計画書に定める金額を負担する。

#### 附 則

1 この規約は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

2 この規約施行後第十条第二項の規定により、最初に組合長の選挙が行なわれるまでの間は、この規約の施行の日の前日に、旧鳥取県町村職員恩給組合の組合長であつた者が、組合長の職務を行なうものとする。

別表第一

境港市、津井村、国府町、福部村、岩美町、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町、西伯町、会见町、岸本町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日野町、日南町、江府町、溝口町、境港市美保関町渡船事業組合、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県市町村消防災害補償組合、鳥取県町村職員恩給組合

別表第二

選挙区	第一区	第二区	第三区	第四区
選挙区に属する市町村	津井村、国府町、福部村、岩美町、気高町、鹿野町、青谷町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県市町村消防災害補償組合、鳥取県町村職員恩給組合	郡家町、船岡町、八東町、若桜町、河原町、用瀬町、佐治村、智頭町	羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町	境港市、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日野町、日南町、江府町、溝口町、境港市美保関町渡船事業組合
選挙すべき議員数	二名	二名	二名	三名